

協議会年会費へのご協力ありがとうございました

日頃より、新穂地域づくり協議会の活動にご支援とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、協議会の活動にあたり、今年度も、各集落を通じて、皆様に年会費のご協力をお願いさせていただきました。お陰様で、6月3日現在、832件、812,015円のご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

また、新穂地域在勤の方や事業所様からも、15件、50,000円の賛助会費のご協力をいただきました。ご支援に心より感謝申し上げます。

ご支援・ご協力いただいた会費は、皆様の暮らしに役立つ活動や地域活性化の取り組みに活用させていただきます。

なお、新型コロナウイルスの影響により、島内の多くのイベント・行事が中止となっている中、昨年、島内外から多くの方にご鑑賞いただいた「春駒&のろま人形上演会」について、今年度は7月25日から8月9日までの土・日の6回開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、全日程を中止させていただくことになりました。上演会を楽しみにされていた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解の程お願い申し上げます。

○会費等の入金状況(6月3日現在)

項目	件数	収入済額	予算額
一般会員(千円目安/世帯)	832件	812,015円	825,000円
賛助会費	事業所	45,000円	60,000円
	新穂地域在勤者	5,000円	5,000円
合計	847件	862,015円	890,000円

【賛助会費の協力事業所(敬称省略)】(6/3現在)

佐渡農業協同組合新穂支店、新穂商工会、新穂郵便局、新穂森林組合、新穂印刷、土屋接骨院、新穂愛宕の園、岩の平園、第二岩の平園、ウエルシア新穂店

災害時協力井戸を募集しています！

新穂地域づくり協議会では、災害が発生し、水道の給水が停止したときに、地区住民の方々にトイレや洗濯、掃除などに使う生活用水(飲用以外)として、井戸水を無償で提供していただける「災害時協力井戸」の登録世帯を募集しています。現在、13軒の世帯からご協力いただき、登録が完了していますが、いざ災害の際、より多くの井戸が使えるよう、登録にご協力をお願いいたします。

井戸の登録の際、井戸水の水質検査を行いますので、まずは、事務局(新穂行政サービスセンター)にご連絡ください。

【井戸の登録の際ご了承ください事】

災害時協力井戸に登録いただいた場合、災害時に、井戸水を使いたい方が、どの場所に井戸があるか分かるように、登録者の住所、氏名を掲載した図面を作成して、新穂地域の各戸に配布させていただく予定です。

井戸の登録要件を満たした場合、「災害時協力井戸の家」のステッカーをお渡ししますので、玄関先などに掲出をお願いします。



# 集落活動中などの事故等を補償します！

地域の皆さまが安心して集落活動に参加し、集落から地域づくり活動への参加の輪が広がるよう、新穂地域づくり協議会では集落活動及び協議会活動中の事故等を補償する「自治会活動保険」に加入しています。

○保険期間：令和2年6月1日～令和3年6月1日（1年間）

## ○補償の内容

補償の種類	支払限度額	事故等の事例
<b>1.賠償責任</b> 自治会または自治会に加入している住民が、集落や協議会の活動中に、第三者にケガを負わせたり、あるいはモノを壊した場合などの賠償金を補償します。	<b>3,000万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落行事の最中、参加者が誤って他者にケガを負わせた。</li><li>・集落主催のイベント中にテントが風で飛ばされ、参加者にあたりケガをした。また、飛ばされたテントが隣家の窓を割った。</li><li>・道普請中に石が飛んで、近くの車に傷をつけた。</li></ul>
<b>2.傷害見舞費用</b> 地域の住民でない親族または、自治会活動に参加を依頼された方が、集落や協議会の行事等に参加中に、偶発的な事故により、死亡またはケガをした場合に、行事等の主催者が慣習として支払う見舞金・弔慰金を補償します。	<b>10万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・帰省中の家族が、集落の行事に参加した際にケガをした。</li><li>・集落主催の行事に招かれた来賓が、行事中にケガをした。（来賓等が行事会場に移動中に発生した事故は補償対象外）</li></ul>
<b>3.傷害</b> 自治会に加入している住民が、集落や協議会の活動中に事故により死亡またはケガをした場合に、その傷害を補償します。	<b>死亡・後遺障害 300万円 入院 (180日まで) 2,000円/日 通院 (90日まで) 1,000円/日</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落の班長が、市の配布物を配達の際にケガをした。</li><li>・集落活動の草刈中にケガをした。</li><li>・集落行事の会場への移動中または行事の最中の事故によりケガをした。</li></ul>
<b>4.費用損害</b> 雨や雪などにより屋外の集落活動等が中止や延期となったために被る費用損害を補償します。	<b>50万円</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・集落主催の屋外レクリエーション当日、大雨により中止したため、注文していた仕出し弁当の発注を取り消したことにより、キャンセル料が発生した。</li></ul>

※傷害見舞費用保険金および傷害保険金は、ケガや後遺障害などの状況によって支払限度額が異なります。

※集落活動で事故が発生した場合は、集落長を通じて事務局へご連絡ください。